期日前投票または不在者投票をご利用の方へ

期日前投票をご利用の際は、投票所入場整理券裏面のA「宣誓書兼請求書」への記入が必要です。また、不在者投票をご利用の場合、AおよびB「投票用紙送付先」をご記入ください。

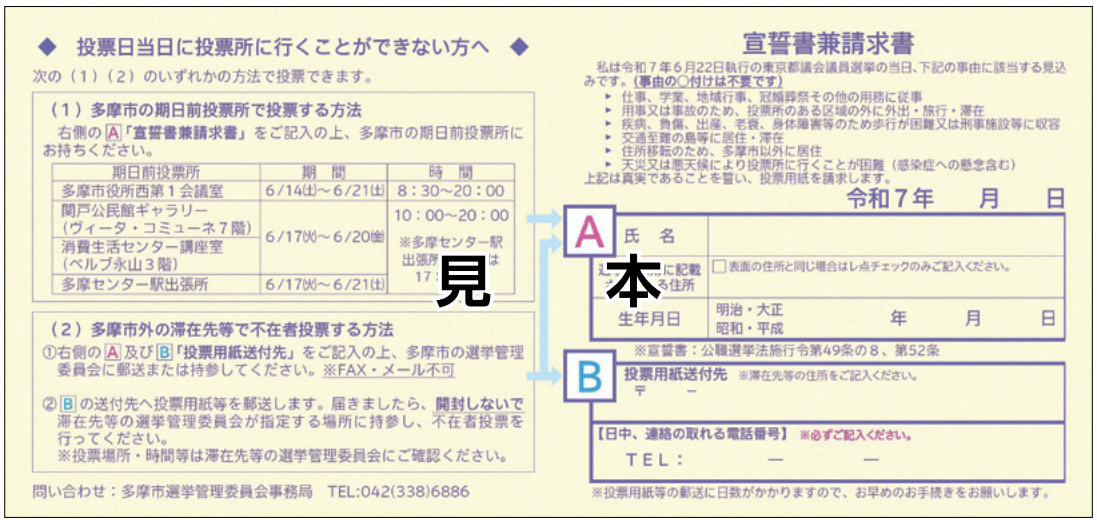
◆ 投票日当日に投票所に行くことができない方へ ◆

次の（1）（2）のいずれかの方法で投票できます。

（1）多摩市の期日前投票所で投票する方法

右側のA「宣誓書兼請求書」をご記入の上、多摩市の期日前投票所にお持ちください。

期日前投票所	期　間	時　間
多摩市役所西第１会議室	6/14(土)～6/21(土)	8：30～20：00
関戸公民館ギャラリー（ヴィータ・コミューネ７階）	6/17(火)～6/20(金)	10：00～20：00
消費生活センター講座室（ベルブ永山３階）		※多摩センター駅出張所は17
多摩センター駅出張所	6/17(火)～6/21(土)	

（2）多摩市外の滞在先等で不在者投票する方法

①右側のA及びB「投票用紙送付先」をご記入の上、多摩市の選挙管理委員会に郵送または持参してください。※FAX・メール不可

②Bの送付先へ投票用紙等を郵送します。届きましたら、開封しないで滞在先等の選挙管理委員会が指定する場所に持参し、不在者投票を行ってください。

※投票場所・時間等は滞在先等の選挙管理委員会にご確認ください。

問い合わせ：多摩市選挙管理委員会事務局　TEL:042(338)6886

宣誓書兼請求書

私は令和７年６月22日執行の東京都議会議員選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。（事由の○付けは不要です）

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、多摩市以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難（感染症への懸念含む）

上記は真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

令和７年　　月　　日

A　氏　名

住所（住民票に記載する住所）　□表面の住所と同じ場合はレ点チェックのみご記入ください。

生年月日　明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日

※宣誓書：公職選挙法施行令第49条の８、第52条

B　投票用紙送付先　※滞在先等の住所をご記入ください。

〒　－

【日中、連絡の取れる電話番号】※必ずご記入ください。

TEL：　－　－

※投票用紙等の郵送に日数がかかりますので、お早めのお手続きをお願いします。

見本

投票方法について

名簿対照係に投票所入場整理券を渡して、本人確認をします。

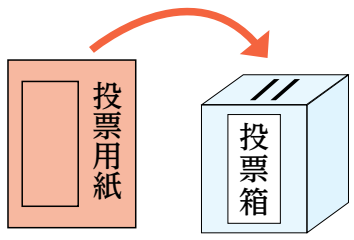

投票用紙を受け取り、候補者名を記入して、投票箱に投函（とうかん）してください。

代理投票・点字投票について

心身の状態などにより自ら投票用紙に書くことができない方は「**代理投票**」を、目が不自由な方は「**点字投票**」を利用できます。投票所の係員にお申し出ください。

また、投票所には車いすやヘルパーグラス、投票方法などをイラストや文字で説明するコミュニケーションボードをご用意していますので、係員にお申し出ください。

（URLhttps://www.city.tama.lg.jp/shisei/gyouseiiinkai/senkyo/seido/1016452.html）

有権者の方は開票を参観できます

6月22日(日)午後９時から、多摩市立総合体育館１階で即日開票します。

※車でのご来場はご遠慮ください

親子連れ投票について

公職選挙法の一部改正により、平成28年6月から投票所に同伴できる子どもの年齢が、「幼児」から「18歳未満」に拡大されました。投票所の様子や、投票する姿を見ることは貴重な社会教育の場になり、子どもの将来の投票につながります。ぜひ一緒に投票所へお越しください。

不在者投票のご案内

滞在先などでの不在者投票

多摩市の有権者の方が、選挙期間中に出張先や一時滞在先の選挙管理委員会で投票ができる制度です。

手続きの順番

①多摩市の選挙管理委員会に投票用紙の請求をします。請求は、投票所入場整理券裏面のA欄およびB欄に必要事項を書いて郵送またはご持参ください。
※ファクシミリやメールでの請求はできません

②ご希望の住所に「投票用紙」などを郵送します。

③投票用紙が届いたら、封を開けずに滞在先の選挙管理委員会が指定する投票場所に持っていき、投票します。

投票後、投票用紙は滞在先の選挙管理委員会から多摩市選挙管理委員会へ郵送されます。

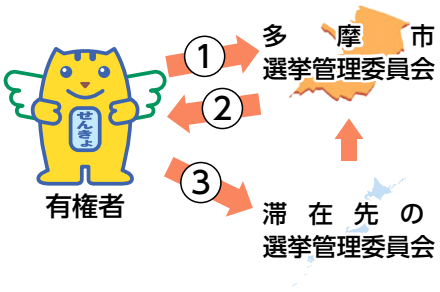

ポイント

郵送での手続きとなるため、投票日３日前の6月19日(木)までに投票できるように、余裕をもって請求してください。

※投票にあたっては、滞在先の選挙管理委員会に投票場所・時間などをご確認ください

指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。

詳細は、入院・入所している施設の担当者にお問い合わせください。

注意　第21投票区「からきだ菖蒲館」の駐車場について

改修工事により、大松台小学校、鶴牧中学校の駐車場が利用できません。公共交通機関もしくは、近隣の民間駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。（障がい者用駐車スペースあり）

郵便等投票（事前登録が必要です）

身体に重度の障がいがあることにより投票所での投票が困難な方を対象に、郵便などにより自宅などで投票できる制度です。以下の要件に該当する方であれば、事前に申請をして「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、ご利用いただけます。

※投票にあたっては「郵便等投票証明書」の交付後、投票日４日前〔６月18日(水)〕までに投票用紙を請求していただく必要があります

▼身体障害者手帳をお持ちの方

障害などの区分	障害などの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	－	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

▼戦傷病者手帳をお持ちの方

障害などの区分	障害などの程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○

▼介護保険の被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
					○

※上記の対象となる方で、自ら投票用紙に記載することができない方（下表の障がいのある方）は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に**代理記載**をしてもらうことができます

身体障害者手帳	上肢もしくは視覚の障害の程度が1級の方
戦傷病者手帳	上肢もしくは視覚の障害の程度が特別項症・第1項症・第2項症の方

申請方法

「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入し、身体障害者手帳または戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証とともに提出してください。要件を満たしている方に「郵便等投票証明書」を発行しますので、大切に保管してください。

※「郵便等投票証明書交付申請書」の様式は、公式ホームページに掲載しているほか、市役所東会議室棟１階の選挙管理委員会事務局で配布しています。（URLhttps://www.city.tama.lg.jp/shisei/gyouseiiinkai/senkyo/seido/1005401.html）